

公益社団法人 日本フェンシング協会

社員総会議事録

- 1 総会の種類 臨時社員総会
- 1 開催場所 東京都北区西が丘3-15-1
国立スポーツ科学センター 会議室
- 1 開催日時 平成30年3月21日 午後2時
- 1 総社員数 49名
- 1 総社員の議決権の数 49個
- 1 出席した社員数 47名
うち、委任状出席 14名、書面によって議決権を行使した者 9名
- 1 出席した社員の議決権の数 47個
- 1 出席理事
〈会長〉太田雄貴
〈副会長〉山本正秀
〈専務理事〉宮脇信介
〈常務理事〉飯田徳光
〈理事〉東伸行、市ヶ谷廣輝、井口加奈子（議事録作成者）、釜井昭人、敷根裕一、末松英司、高橋英一、千田健太、辻村眞一郎、西山勝、村上幸生、米丘健、頼藤俊夫
- 1 出席監事
〈監事〉清水至、濱口文歌

定刻、会長（代表理事）太田雄貴が、開会の挨拶を行い、冒頭で、在任中であつた本年1月9日に逝去した故田中由美子元理事のために全員で黙祷を捧げた。

定款第19条に則り、社員から選出された佐藤昌市氏（宮城県）が議長となつた。議事録署名人は、佐藤衛氏（東京都）が指名された。

議長は、本日の社員総会が定数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

ここで、社員より、本総会における委任状及び議決権行使書について意見が出された（意見の詳細は添付資料1）。

また、協会登録者増に特に貢献した支部について表彰が行われた（詳細は添付資料2）。

【議事の経過の要領及び議案の審議の結果】

第1号議案 2018年事業計画ならびに2018年度予算（案）の件

議長は、2018年度（平成30年度）（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）における事業計画及び予算案を審議したい旨述べ、宮脇信介専務理事より詳細な説明が行われた。会場より質問が出され、質疑応答が行われた（質疑応答の詳細は添付資料3）。議長がその承認を求めたところ、満場一致で承認可決した。

第2号議案 定款変更の件

議長は、定款変更について審議したい旨述べ、以下の項目ごとに議場に諮ることとした。

1. 社員定款変更案のうち、理事会が賛成する定款変更案について

宮脇専務理事より詳細な説明を行い、これらにつき質疑応答が行われ（質疑応答の詳細は添付資料4(1)）、議長がその可否を諮ったところ、定款第20条第2項に定める総社員の議決権の3分の2以上の賛成が得られたので可決確定した。

2. 社員定款変更案のうち、実質的に理事会が賛成するが、異なった変更案を提案している定款変更案について

宮脇専務理事より詳細な説明を行い、これらにつき質疑応答が行われ（質疑応答の詳細は添付資料4(2)）、議長がその可否を諮ったところ、以下のとおりとなった。なお、「可決」とは、定款第20条第2項に定める総社員の議決権の3分の2以上の賛成を得たことをいう。

	変更案	決議
①	代表理事の選出に関する規定	理事会案が可決された。
②	名誉職に関する規定	社員変更案・理事会案共に否決された。 (現行どおり)
③	総会議事録の閲覧・謄写に関する規定	理事会案が可決された。

3. 社員定款変更案のうち、理事会が反対する定款変更案について

宮脇専務理事より詳細な説明を行い、これらにつき質疑応答が行われ（質疑応答の詳細は添付資料4(3)）、議長がその可否を諮ったところ、以下のとおりとなった。なお、「可決」とは、定款第20条第2項に定める総社員の議決権の3分の2以上の賛成を得たことをいう。

	変更案	決議
①	正会員に関する規定	社員変更案・理事会案共に否決された。 (現行どおり)
②	賛助会員に関する規定	社員変更案は否決された。 (現行どおり)
③	名誉会員に関する規定	社員変更案は否決された。 (現行どおり)
④	登録会員の新設に関する規定	社員変更案は否決された。 (現行どおり)
⑤	現行の会長・副会長を業務執行権のない名誉職とし、業務執行権のある者として理事長・副理事長を創設する規定	社員変更案は否決された。 (現行どおり)
⑥	専務理事の廃止に関する規定	社員変更案は否決された。 (現行どおり)
⑦	招集通知発送に関する規定	社員変更案・理事会案共に否決された。 (現行どおり)
⑧	招集決定事項に関する規定	社員変更案・理事会案共に否決された。 (現行どおり)
⑨	理事会議事録の閲覧・謄写に関する規定	社員変更案は否決された。 (現行どおり)

4. 理事会が提案する定款変更のうち、字句の訂正等に関する事項について

宮脇専務理事より詳細な説明を行い、議長がその可否を諮ったところ、定款第20条第2項

に定める総社員の議決権の3分の2以上の賛成が得られたので可決確定した。

5. 理事会が提案する定款変更のうち、実質的な変更を伴う事項について

宮脇専務理事より詳細な説明を行い、これらにつき質疑応答が行われ（質疑応答の詳細は添付資料4(4)）、議長がその可否を諮ったところ、以下のとおりとなった。なお、「可決」とは、定款第20条第2項に定める総社員の議決権の3分の2以上の賛成を得たことをいう。

	変更案	決議
①	当協会の外国語呼称に関する規定	可決された。
②	社員総会の決議に関する規定	可決された。

【報告事項】

辻村眞一郎理事より、登録システムの変更についての説明を行った（説明の詳細は添付資料5）。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨述べ、午後6時40分閉会した。

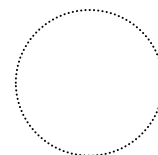
以上の決議を明確にするために、この議事録を作成し、議長及び議事録作成者並びに議事録署名人がこれに記名押印する。

平成30年3月21日

公益社団法人日本フェンシング協会社員総会

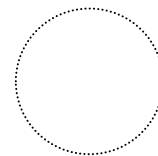
議長社員

佐藤 昌市



理事（議事録作成者）

井口 加奈子



議事録署名人

佐藤 衛

